

介護サービス事業所実地指導結果について

通所介護
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
通所型サービス

通所系サービス共通（P3~8）

<通所系サービス>

- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所型サービス
- ・通所リハビリテーション
- ・（看護）小規模多機能型居宅介護

【変更届出関連】

指定内容の変更について変更届出を提出していない。

指定内容に変更があった場合は、10日以内に変更届出書を提出してください。

<届出漏れの多い項目>

- ・ 管理者
- ・ 運営規程 . . . 営業日（休業日）及び営業時間
サービス提供時間
通常の事業の実施地域

【勤務体制の確保等】

雇用契約書や辞令等により従業者の職務が明確になっていない。

同一従業者について、複数の事業所または職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の所属及び職務を明確にしてください。

また、勤務表から職務ごとの勤務時間を確認できるようにしてください。

※勤務状況が不明な場合、加算算定の要件を満たさないこともあります。

例...

| 氏名 | 職務 | 勤務形態 | 10/1 (月) | 10/2 (火) | 10/3 (水) |
|-------|---------|------|----------|----------|----------|
| 八戸 太郎 | 管理者 | B | 1 | 1 | 1 |
| 八戸 太郎 | 生活相談員 | B | 7 | 7 | 7 |
| 内丸 花子 | 看護職員 | C | 4 | 2 | 6 |
| 内丸 花子 | 機能訓練指導員 | C | 4 | 6 | 2 |

【秘密保持等】

個人情報同意書により、利用者からは同意を得ているが、家族から同意を得ていない。

条例ではサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないと規定されており、サービス利用の際には、家族介護者の生活状況等、家族の個人情報を使用することになります。

よって、個人情報同意書には、「本人」と「家族」の署名欄を作成する必要があります。

【秘密保持等】

従業者に対し、秘密保持に関する具体的な措置を講じていない。

従業者に対し、在職中・退職後に関わらず、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、秘密保持に関する誓約書を作成するなど具体的な措置を講じてください。

【提供拒否の禁止】

事業の実施地域内であるにもかかわらず、地理的に送迎が難しいことを理由としてサービス提供を断っている。

運営規程において通常の事業の実施地域に「八戸市」と定めている場合、当該地域の利用希望者に対して、送迎距離は提供拒否の正当な理由にはなりません。同一市内において提供地域を限定する場合は、「○○地区」（あるいは「○○地区を除く」）等と明記してください。地区は、日常生活圏域など客観的にその区域が特定されるものとしてください。

【衛生管理等】

レジオネラ属菌に係る水質検査等を実施していない。

浴槽において、以下の衛生管理等を行ってください。

- ・浴槽水は、一日に1回以上換水（循環式浴槽は一週間に1回以上）し、清掃するとともに適宜消毒を行うこと。
- ・浴槽水は、次の①から③に定める頻度でレジオネラ属菌に係る水質検査を実施すること。
 - ①浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水している場合 1年に1回以上
 - ②浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水していない場合 半年に1回以上
（気泡発生装置を設置している場合は、三月に1回以上）
 - ③浴槽水を塩素系薬剤により消毒していない場合 三月に1回以上

【参考】青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めてください。

通所介護系サービス共通（P10～13）

<通所介護系サービス>

- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所型サービス

【人員に関する基準（生活相談員）】

人員基準上配置すべき必要な従業者の数を満たしていない。

生活相談員は、サービス提供日ごとにサービス提供時間帯に生活相談員が勤務する時間数の合計数を、サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるよう確保してください。

また、生活相談員が不在となる日がないよう必要数を確保してください。

【通所介護計画の作成】

通所介護計画を利用者へ交付したことが確認できない。

計画様式または各種記録等から計画を利用者へ交付したことが確認できるようにしてください。

【通所介護計画の作成】

サービスの提供に関わる従業員が共同して作成していない。

サービスの提供に関わる従業員が共同して個々の利用者ごとに作成するものであることに留意してください。

【通所介護計画の作成】

通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録していない。

通所計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録してください。

また、実施状況や評価については、利用者または家族に説明を行う必要があることに留意してください。

【通所介護費】

2時間以上3時間未満の通所介護費の算定要件を満たしていない。

所要時間2時間以上3時間未満として各種通所介護費を算定する場合は、アセスメント及びサービス担当者会議において検討を行い、計画上に利用者のやむを得ない事情により長時間のサービスが困難な者である旨及びサービスの内容や必要性について明記する必要があります。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）